

中国残留邦人等就学就労支援金支給要綱

(目的)

第1条 中国残留邦人等に対する就労のための資格取得及び日本語等の習得を支援するための支援金（以下単に「支援金」という。）の支給については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中国残留邦人等」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号。以下「省令」という。）第10条に規定する中国残留邦人の親族等であって、法第6条の規定により永住帰国費用の支給を受けて本邦に永住帰国した者及び永住帰国費用の支給を受けることができるにもかかわらず、自費で永住帰国した者をいう。

(支援金の支給)

第3条 支援金の支給は、予算の範囲内において、別表の区分に応じて行うものとする。

(支給の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支援金支給申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(支給決定の通知等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに審査し、文書により支援金の支給の可否を申請者に通知するものとする。

2 支援金の支給は、市長が各講座等の修了を確認した場合に行うものとする。ただし、法の規定による支援給付又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者については、この限りでない。

(その他)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	対 象 者	対象経費	補 助 額
中国帰国者支援・交流センターその他市長が適当と認める者（以下「センター等」という。）が行う日本語等の学習支援	中国残留邦人等（省令第10条第2号から第5号までに規定する親族等については、生活保護を受けている者に限る。）	交通費	実費（1講座につき年額10万円を限度とする。）
		教材費	実費（1講座につき年額1万円を限度とする。）
日本語習得のための自学自習の支援	中国残留邦人等（省令第10条第2号から第5号までに規定する親族等については、生活保護を受けている者に限る。）	教材費	実費（年額1万円を限度とする。）
就労のための資格取得支援	中国残留邦人等	受講料及び入学金	実費（年額20万円を限度とする。）
		資格取得試験の受験料	実費（年額1万円を限度とする。）
センター等以外の民間団体が行う日本語の学習支援	中国残留邦人等	受講料及び入学金	対象経費の2分の1（年額20万円を限度とする。）

別記様式（第4条関係）

支援金支給申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申請者氏名 電話	
区 分	
支援金所要額	
振 込 先	金融機関名
	預金種別
	口座名義人
	口座番号
(事務処理欄)	